

令和 2 年 度

第 2 回上越市農業委員会総会 議事録

上 越 市 農 業 委 員 会

令和2年度第2回上越市農業委員会総会 議事録

日 時：令和2年6月11日（木）午後1時00分～午後1時45分

場 所：ユートピアくびき「希望館」多目的ホール

1 出席委員

＜農業委員＞

1番 小山 一成	9番 大滝 正秋	17番 岩崎 欣一
2番 五十嵐 隆一	10番 滝沢 記一	18番 長瀬 一成
3番 佐藤 清繁	11番 金子 昭榮	19番 上野 栄一
4番 吉村 清正	12番 上原 孝	20番 竹原 よし子
5番 岸田 健	13番 五十嵐 彰	21番 望月 博
6番 古川 政繁	14番 清水 強	22番 山本 誠信
7番 篠宮 英樹	15番 牧繪 雄一郎	23番 久保埜 徳雄
8番 竹内 浩行	16番 折笠 正勝	24番 笠原 浩一

＜農地利用最適化推進委員＞

森橋 孝一	加藤 俊彦	高島 信雄	倉石 洋一
藤井 敏行	笠原 行夫	平野 宏一	齊藤 啓治
小林 政秋	白滝 光彦	高波 澄男	青田 俊一
田鹿 敏行	井部 慎一	高橋 三登一	田邊 清一
米川 尚登	金井 薫	中川 正道	宮川 武彦
長井 恒夫	小池 孝志	細谷 正夫	上井 康二
大島 伸一	常山 哲夫	清水 増彦	小林 正義
綿貫 一成	福原 弥	高橋 浩一	松本 香

2 欠席委員

＜農業委員＞

なし

＜農地利用最適化推進委員＞

高島 真一	中嶋 栄司	佐藤 正雪	高宮 文男
-------	-------	-------	-------

3 職務のため出席した事務局職員

＜農業委員会事務局＞	事務局長	坂井 晃	次 長	松縄浩一
	係 長	久保埜 修		
＜安塚区駐在室＞	班 長	南雲 勇一		
＜浦川原区駐在室＞	副主任	江村 秀幸		

〈大島区駐在室〉	主 事	中村 駿
〈牧区駐在室〉	副主任	井田 義之
〈柿崎区駐在室〉	副主任	佐野 謙一
〈大潟区駐在室〉	班 長	佐藤 憲司
〈吉川区駐在室〉	副主任	諏訪部 太
〈中郷区駐在室〉	主 任	相葉 博昭
〈板倉区駐在室〉	副主任	上原 敏明
〈清里区駐在室〉	副主任	近藤 宏一
〈三和区駐在室〉	主 任	上田 良広
〈名立区駐在室〉	班 長	山邊 稔

4 付議した案件

〈議 事〉

- 議案第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議
- 議案第2号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 議案第3号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
- 議案第4号 農政部会委員の選任について
- 議案第5号 農政部会長及び部会長職務代理の選任について

〈そ の 他〉

- (1) 今後の業務予定等について
- (2) 農林関係税制の改正要望について
- (3) その他

5 会 議

〈1 開 会〉

【事務局長】 令和2年度第2回上越市農業委員会総会を開催します。
総会の次第に従って進めます。

〈2 会長・会長職務代理あいさつ〉

【事務局長】 会長と会長職務代理があいさつします。

【会 長】 ≪あいさつ≫

【会長職務代理】 ≪あいさつ≫

【事務局長】 ここからは、上越市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議事を進めます。

< 3 資格審査 >

【議長】 次第 3 資格審査です。

在任委員数 24 名中、出席委員が 24 名であり、過半を超えていることから、会議規則第 7 条の規定により、本総会は成立しています。

なお、農地利用最適化推進委員は 36 名中 32 名が出席しています。

< 4 議事録署名委員の指名 >

【議長】 次第 4 議事録署名委員の指名です。

会議規則第 14 条の規定により、議席番号 2 番 五十嵐隆一委員、議席番号 23 番 久保埜徳雄委員を指名します。

< 5 憲章唱和 >

【議長】 次第 5 憲章唱和を議事録署名委員の発声で行います。

《憲章唱和》

< 6 議 事 >

【議長】 次第 6 議事に移ります。

議案第 1 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を上程します。
事務局の説明を求めます。

【事務局長】 議案書の 2 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について説明します。

昨年、他県において、農業委員会長が農地転用に関わる収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生しました。このため、委員、個人個人から農業委員、農地利用最適化推進委員の立場と責任を再認識してもらい、また、全国農業会議所からの要請もあることから、決議を上程するものです。

記、以下を読み上げます。

1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等に参加すること。

説明は以上です。

【議長】 ただ今、事務局から説明がありました。
意見、質問のある方はお願いします。

《しばらく待つが質問等なし》

【議長】 それでは、質問等がありませんので、採決します。
この申し合わせ決議を採択することに異議ありませんか。

《「異議なし」の声あり》

【議長】 異議なしと認めます。よって、本決議を採択することに決定します。
我々、農業委員、推進委員は、上越市の非常勤特別職として、高い倫理観を持ちながら職務に精励しなければなりません。法令違反は論外ですが、新聞沙汰になることのないよう、誠心誠意、職務に励むようお願いいたします。

次に、議案第 2 号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、事務局の説明を求めます。

【事務局長】 議案第 2 号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」と、次の議案第 3 号「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」は、法令により公表することが義務付けられています。公表に先立って、総会の承認を得る必要があるため、お諮りするものです。

それでは、議案第 2 号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを説明します。

議案書の 3 ページと別紙 1 をご覧ください。

この点検・評価は、年度当初に農業委員会が定めた活動目標に対して、1 年間の活動内容とその結果をまとめたものです。

別紙 1 の 1 ページは、農地面積、農家数等です。

2 ページの農地集積・集約化の状況ですが、「2 の令和元年度の目標及び実績」では、目標である「12,050ha」に対し、実績は「12,141ha」、達成状況は「100.76%」となりましたので、「4 の目標及び活動に対する評価」で「目標を達成した」と評価しました。

3 ページは新規参入者の状況です。

農地の権利移転を伴う新たな新規参入者で、法人雇用や親元就農は除外してあります。「2 の令和元年度の目標及び実績」における参入目標を「3 経営体」としましたが、実績は「4 経営体」となり、目標を達成し

ました。また、面積では、目標を「3.0ha」にしましたが、実績は「0.8ha」となりました。

次に4ページの遊休農地についてです。

「2の令和元年度の目標及び実績」では解消目標を「8.25ha」にしましたが、実績は「4.91ha」となりました。解消した4.91haについては、地元の委員が農地の所有者等と調整した結果、農地中間管理機構を通じて、その地域の担い手が耕作することとなり、水田として活用されることになりました。

5ページの違反転用の状況ですが、「2の令和元年度実績」に記載のとおり、元年度末の違反面積はありません。

6ページは農地法に基づく権利移転や転用等の処理状況です。

「1の農地法3条に基づく許可事務」は57件、その下の「2の農地転用に関する事務」は243件で、いずれも委員や事務局職員が必要に応じて現地調査を行うなどして、適正に事務を処理しました。

7ページの「3の農地所有適格法人からの報告への対応」の「うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人」の「11法人」については、新規の法人で決算期を迎えていない法人や解散手続き中の法人もありますが、提出を失念している3法人については、提出を促しているところです。

説明は以上です。

【議長】 ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等があればお願いします。

《しばらく待つが質問等なし》

【議長】 質問等がないようですので、採決します。
議案第2号を決定することに異議ありませんか。

《「異議なし」の声あり》

【議長】 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。

続いて、議案第3号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、事務局の説明を求めます。

【事務局長】 議案書の4ページと別紙2をご覧ください。
農業委員会の令和2年度の目標、それからその目標を達成するための

活動計画です。

農地の利用集積・集約化については、令和 2 年 3 月末の集積面積が 12,141ha、集積率は 72.10%となっていますが、過去 3 年間の平均から、2 年度では 12,400ha まで増やす目標としました。

新規参入については、2 年度の目標を、過去 3 か年の平均から、3 経営体としました。

3 ページの遊休農地に関しては、現在、利用状況調査等で判明した遊休農地で未解消の遊休農地面積が 3.34ha あることから、これを解消するという目標を設定しました。

また、その下の違反転用については、引き続き、広報や農地パトロールなどを通じて発生防止に努めたいと考えています。

今ほど説明した目標を達成するには、委員一人一人の日常の活動が大切ですので、引き続き、地域に密着した活動を行ってほしいと考えています。

説明は以上です。

【議長】 ただ今、事務局から説明がありました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

《しばらく待つが質問等なし》

【議長】 質問等がないようですので、採決します。
議案第 3 号を決定することに異議ありませんか。

《「異議なし」の声あり》

【議長】 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。

次に、議案第 4 号 農政部会委員の承認について、事務局の説明を求めます。

【事務局長】 議案書の 5 ページをご覧ください。

まず、訂正があります。名簿の No.3、久保埜委員の名前が間違っていました。正しくは、徳雄です。訂正してお詫びします。また、No.4 の清水委員の名前ですが、強という字はカタカナの「ム」のところは正式には「口」になります。ご承知おき願います。

それでは説明します。

部会委員の選任については、5 月 29 日に皆さんから運営委員会での指

名推薦で進めることのできることを得ましたので、6月9日の運営委員会で協議しました。その結果、各農地部会から農業委員4名、推進委員4名を選び、その結果を5ページの名簿に記載しました。名簿の16名について承認をお願いします。

【議長】 ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

《しばらく待つが質問等なし》

【議長】 質問等がないようですので、採決します。
議案第4号を承認することに異議ありませんか。

《「異議なし」の声あり》

【議長】 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、議案第5号 農政部会長及び部会長職務代理の選任について、事務局の説明を求めます。

【事務局長】 農政部会長及び部会長職務代理の選任については、要領により、農政部会委員が指名推薦します。今ほど選任された農政部会委員16名で協議をお願いします。

《農政部会委員で協議》

【議長】 総会を再開します。
事務局から協議結果を報告してください。

【事務局長】 報告します。
農政部会長に金子昭榮委員、部会長職務代理に長瀬一成委員が推薦されました。

【議長】 ただ今、報告がありましたが、この両名を農政部会長、部会長職務代理とすることに異議ありませんか。

《「異議なし」の声あり》

【議長】 異議なしと認めます。よって、部会長に金子昭榮委員、部会長職務代理に長瀬一成委員が選任されました。

次に、次第7のその他に移ります。

(1)の今後の業務予定等についてと、(2)農林関係税制の改正要望について、一括して事務局の説明を求めます。

【事務局長】 資料1をご覧ください。

まず、「人・農地プランへの対応について」の「集落等での話し合いへの参加」について説明します。

市の担当部局では、コロナの関係で中断していた、実質化された「人・農地プラン」の作成に向けた集落等での話し合いを6月下旬から始める予定でいます。

この話し合いには、法律により農業委員、推進委員の出席が求められていますので、事務局或いは駐在室から連絡がある場合、出席をお願いします。

次に、「プランの審査」についてです。

集落等で作成した「人・農地プラン」は市で取りまとめて公表しますが、その公表の前に、プランについて農業者等から意見をもらう必要があります。

農業委員・推進委員は、集落等でのプランの話し合いに参加すること、様々なプランを知っておくことはこれからの委員活動の参考になることから、今後は農地部会時に、プランの審査をしますのでご承知おき願います。

続いて、「農地利用状況調査の実施について」です。

農地法により、毎年1回、農地の利用状況を調査することが義務付けられています。

実施方法等の詳細は6月の農地部会後に説明しますが、地区会議を中心に実施していきたいと考えています。

次に、「農業者年金の加入推進について」です。

資料1-2をご覧ください。

加入推進班を地域会議単位で組織し、加入推進部長に地域会議の代表者からなってもらい、地区会議と市職員、JAの職員が実働部隊として加入を推進します。

加入目標人数は各地域会議で一人として、市全体で5人、加入推進月間を11月から翌年2月で設定したいと考えています。

次に、「全国農業新聞の普及促進等について」です。

資料 1-3 をご覧ください。

昨年は普及目標を一人 2 部として普及活動を行いました。今年度は、新型コロナウイルスの関係で個別訪問による活動を見合わせています。

しかしながら、申込みの受付は通常どおり行っていますので、農業者等から購入希望の問い合わせがある場合は事務局まで連絡をください。

また、地方版への記事の提供については、新潟県版に委員の方一人に記事の執筆をお願いしますので、声のかかった委員さんにおかれては、快く執筆をお願いします。

次に、「地域会議の開催について」です。

資料 1-4 をご覧ください。

今期から複数の地区会議で構成する地域会議を設置しました。この地域会議では、委員活動や地区会議の活動状況について意見交換し、委員間の交流や連携を深めたいと考えています。

なお、本日の総会とその後の親睦会総会の終了後、各地域会議で分かれて、委員の顔合わせと地域会議の代表者を決めてもらいますので、よろしくをお願いします。

また、地域会議の代表者は先ほど説明した農業者年金の加入推進部長を兼ねてもらいます。

最後になりますが、「活動記録簿の提出について」です。

先日も文書でお知らせしましたが、皆さんの日々の活動を記録していただく「活動記録簿」は、毎月の農地部会のお持ちいただき、それぞれの区の担当者に提出をお願いします。

なお、農業委員の皆さんは 4 月 30 日の辞令交付式と第 1 回総会に出席してもらっていますので、その日から、推進委員の皆さんは 5 月 1 日以降の活動から記載し、提出をお願いします。

次に、(2) 農林関係税制の改正要望についてです。

「資料 2」をご覧ください。

資料の 3 枚目以降に、農林関係の優遇された税制項目を掲載しています。来年度の税制改正に向けて、新潟県農業会議から要望の取りまとめの依頼がありましたので、要望がある場合、6 月 17 日（水）までに 2 枚目の要望書を事務局まで提出願います。

説明は以上です。

【議長】 事務局から説明がありましたが、この後、研修会が予定されているので、質問等のある方は、後ほど、事務局にお問い合わせください。
それでは、(3) その他に移ります。事務局から何かありますか。

【事務局長】 ありません。

【議長】 皆さんから何かありますか。

《しばらく待つが特になし》

【議長】 特にないようですので、以上で総会を終了します。